

公益社団法人 生態系トラスト協会 役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、公益社団法人生態系トラスト協会の定款第28条に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤役員の報酬は月額とする。非常勤に対しては無給とする。

3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(常勤役員の勤務)

第3条 常勤役員は週1回以上の勤務とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は「40,000円」とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。

2 報酬などは、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、実費を支払うものとする。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、支払わないものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益社団法人の認定などに関する法律第20条第1項に定める報酬などの支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規定は、令和5年6月11日開催の令和5年度第1回総会で定め、令和5年7月1日から施行する。